

第1章 公立病院経営強化プランについて

1. 公立病院経営強化プラン策定の趣旨

公立病院は、地域における基幹的な医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を担っておりますが、経営状況の悪化等により医療提供体制の維持が厳しくなっていたことから、総務省より「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月)及び「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)が示され、各病院が医療提供体制及び病院経営の改善に取り組んできました。

しかしながら、多くの病院にとって依然として医療従事者不足、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった厳しい状況が続いており、持続可能な地域医療提供体制の確保のため、経営強化の取り組みが必要となります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の対応において、公立病院と地域の病院との機能分化・連携強化等を通じた役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保の取組みを平時から進めておくことの必要性が浮き彫りとなりました。

このことから、公立病院の役割・機能の最適化と経営強化が必要であるとして、総務省より「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」(令和4年3月)が示されました。

十和田市立中央病院においても「十和田市立中央病院改革プラン」及び「十和田市立中央病院新改革プラン」を策定し、診療体制の充実及び病院経営の改善に努めてまいりましたが、今般ガイドラインに基づき「十和田市立中央病院経営強化プラン(以下、「経営強化プラン」という。)」を策定し、病院経営の強化に取り組めます。

2. 公立病院経営強化プランの対象期間

経営強化プランは、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間を対象期間として策定します。

3. 公立病院経営強化プランの点検・評価・公表・見直し

経営強化プランの達成状況等については、毎年度、十和田市病院事業経営審議会において点検し評価を行います。評価結果は当院のホームページにより公表します。

また、計画期間中であっても、必要に応じて経営強化プランの見直しを行います。